

在日米軍人・軍属による性的暴行事件の再発防止、及び関係自治体への迅速な情報の周知徹底を求める意見書

2023年12月、米軍嘉手納基地所属の空軍兵が、県内に住む16歳未満の少女に性的暴行を加えたとして、今年3月にわいせつ目的誘拐と不同意性交等の罪で那覇地方検察庁が起訴していたことが、今年6月末の報道により発覚した。

外務省及び在日米軍は、1997年に日米合意した在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続の定めに基づき、外務省は在日米軍に関する事件・事故の情報を把握した場合、防衛省及び防衛省を経由し関係自治体へ速やかに通報すべきところ、外務省は事件発生後まもなく情報を把握したにもかかわらず、防衛省や沖縄県に通報せず、在日米軍も同様に沖縄防衛当局に通報を行わなかった。

また、当該事件の報道に合わせ、2023年1月から2024年5月末までの間で、沖縄県での在日米軍構成員等による性的暴行事件は合計5件発生していたことが報道で明らかになった。過去に沖縄県外でも、青森、神奈川、山口、福岡、長崎、東京で在日米軍構成員等による性犯罪が関係自治体に情報共有がされていなかったことも報道で明らかになった。

沖縄県では、在日米軍人・軍属による性犯罪が繰り返されており、1995年には、12歳の少女への性的暴行事件をきっかけに、怒りの県民大会が開催されている。

また、今年10月17日には、ジュネーブで女性差別撤廃委員会による日本報告審査が行われる予定である。女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議1325号を採択し、第3次行動計画を策定している日本において、在日米軍構成員等による性犯罪がなくなることには、怒りを禁じえない。

外務省は、捜査当局が事案を非公表としたことを踏まえ、防衛省や防衛省を経由し関係自治体に通報をしなかったとしているが、非公表の事件であっても、プライバシーに配慮した上で、関係自治体や地元防衛局は、犯罪予防・再発防止、被害者救済・補償など住民の安全、被害者の尊厳を守るため、迅速に通報を受ける必要がある。

よって、本議会は政府に対して、以下の徹底した対応を求める。

- 1 犯罪被害者への補償、丁寧な精神的ケアについて責任をもってあたること
- 2 1997年の日米合意に則り、在日米軍から遅滞なく、日本側関係者に通報が行われるよう方策を日米合同委員会で協議すること
- 3 在日米軍構成員等の綱紀粛正の徹底及び夜間外出の規制など、抜本的かつ具体的で実効性のある再発防止策を取るようアメリカ側に求めること
- 4 在日米軍構成員等による犯罪事案については、被害者のプライバシーを守ることを第一としつつ、政府内での性犯罪などの非公表事案の情報共有の在り方の検討、改善を行い、政府内での適切な情報共有、関係自治体への迅速な通報を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。